

中津市災害被災者住宅再建支援事業費支援金

平成29年7月5日からの豪雨により、居住する住宅が全壊・半壊・床上浸水の被害を受けたその世帯の世帯主に対し、中津市災害被災者住宅再建支援事業費支援金（以下「支援金」という。）を支給します。

支援対象者

●現に、居住する住宅（店舗、倉庫等は対象外）が被災した世帯が支給対象となります。支援金の支給の対象となる人は、次の要件を満たす世帯の世帯主である人です。

- 住居が次のいずれかの被害を受けた世帯であること。
 - ① 全壊、半壊又は床上浸水の被害を受けた
 - ② 倒壊による危険防止等のため解体した（解体された）
- H29.7.5に中津市内に居住し、その後も引き続き中津市内に居住する世帯であること。

支給額

支援金には、①基礎支給支援金 と②加算支給支援金の2種類あり、それぞれの上限額は、以下のとおりです。

○ **基礎支給支援金**：世帯の状況・住居の被害状況に応じて支給

世帯の状況	被害の状況		
	床上浸水	半壊	全壊・解体
単身世帯	37,000円	375,000円	750,000円
2人以上の世帯	50,000円	500,000円	1,000,000円

○ **加算支給支援金**：住居が全壊・解体・半壊した場合に、世帯の状況・被災後の住居の確保状況に応じて支給

世帯の状況	住居の確保状況	住居の確保状況		
		建設・購入	補修	賃借 (公営住宅を除く)
単身世帯	全壊・解体	1,500,000円	750,000円	375,000円
	半壊	600,000円	600,000円	375,000円
2人以上の世帯	全壊・解体	2,000,000円	1,000,000円	500,000円
	半壊	800,000円	800,000円	500,000円

※ 被災した住居の所有状況や複数項目に該当するに至った場合などは、支給の有無・上限額の設定が変わることがあります。

申請手続

○ 申請期間

基礎支給支援金	13か月間	平成29年7月5日から平成30年8月4日まで
加算支給支援金	37か月間	平成29年7月5日から平成32年8月4日まで

○ 申請書類

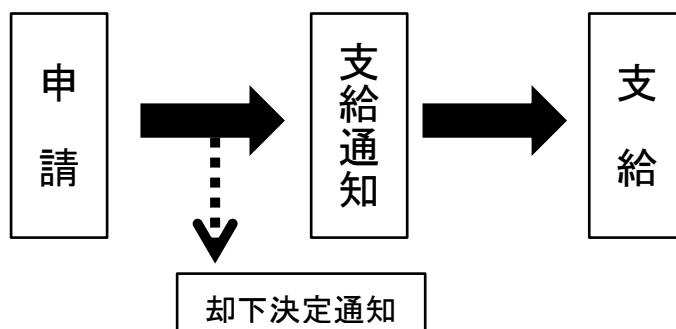
	支援金支給申請（請求）書	住民票の写し（※）	罹災証明書（※）	住居解体証明書（解体した場合）	住居の建設・購入・補修・賃借に係る契約書等の写し	世帯主名義の通帳の写し（口座番号等を確認できる部分）
基礎支給支援金	○	●	●	●	△	●
加算支給支援金	○	●	●	●	○	●

※ 中津市で発行を受けられます。

● … 初回の申請の場合のみ添付が必要です。

（基礎支給支援金の申請をして、後日、加算支給支援金の申請をする場合などは、添付する必要はありません。）

○ 申請から支給までの流れ



※ 申請から支給までは、おおよそ数週間程度かかる見込みです。

○ 申請書類提出先 本庁防災危機管理課・各支所 総務・住民課（下記参照）

【 お問合せ先 】

中津市役所	総務部	防災危機管理課	0979-22-1113
	三光支所	総務・住民課	0979-43-2050
	本耶馬溪支所	総務・住民課	0979-52-2211
	耶馬溪支所	総務・住民課	0979-54-3111
	山国支所	総務・住民課	0979-62-3111